

多くの担当者が迷う “リアルな悩み” をスッキリ解決!

条文だけでは
分からない

担当者の共通の
悩みはコレ!

労働安全衛生の 実務 Q&A 改訂版

労働衛生コンサルタント
中山 絹代 著

令和6年
4月施行
改正安衛法令
対応

自信を持って
労働災害対策を
行うための1冊!

第一法規

A5判・308頁

定価3,740円(本体3,400円+税10%)

条文だけでは
分からない

担当者の共通の
悩みはコレ!

労働安全衛生の 実務 Q&A 改訂版

中山 絹代(労働衛生コンサルタント) 著

- 労働安全衛生関係法令の法解釈や運用で誤りやすいポイントを厳選収録!
- 法制度解説に留まらない労働災害対策の実務書!

労基署等への
相談前に
ちょっと確認!

第5章 労働者の就業にあたっての措置

実務の Q&A

Q (質問)

現場で実際に発生した実務担当者のリアルな悩みを収録!

Q67 化学物質に関する安全衛生教育

化学物質の取扱いがあるサービス業です。法改正により化学物質について雇入れ時等安全衛生教育を実施しなければなりません。化学物質について知識が十分とはいえない労働者がほとんどです。どのように安全衛生教育を実施したらよいですか。

A 労働者を雇入れ、または労働者の作業内容を変更したときは、安全衛生に関する雇入れ時等教育を実施する必要があります。安衛令2条3号に定める「その他の業種」では、教育事項のうち次の①から④に係る省略規定が廃止され、すべての事業場において安全衛生教育を実施する必要があります(安衛則35①)。

- ① 機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱い方法に関すること。
- ② 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱い方法に関すること。
- ③ 作業手順に関すること。
- ④ 作業開始時の点検に関すること。

化学物質の危険性・有害性および取扱い方法等に関する安全衛生教育については、化学物質を取り扱う事業者として、まず、リスクアセスメント対象物(ラベル・通知対象物)の有無を確認し、対象物がある場合には化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントを実施した結果、保護具を使用させる場合には保護具着用管理責任者を選任します。これらの化学物質や保護具の管理等の職務を行う者の位置付けを明確にし、労働者に周知しておくこと、リスクアセスメントの結果や結果に応じて

第1章 安全衛生教育(雇入れ時等教育、特別教育、職長等教育)

講じた措置を労働者に周知しておくことが必要です。雇入れ時等教育のうち化学物質の取扱いについては、化学物質の容器等のラベルの内容を理解させる教育から始めることが有効です。ラベルは、化学物質の危険性・有害性情報や取扱い上の注意事項等を直接労働者に伝えるツールです。【参考】に記載する教材等を活用し、ラベルの見方(成分、絵表示の意味、危険・有害性情報、取扱いおよび保管上の注意事項、ばく露・漏えい時の緊急措置等)を中心に説明します。事業場で実際に取り扱っている化学物質のラベルを利用して安全衛生教育を行います。災害事例は、自社の事例がない場合には「職場のあんぜんサイト」の災害事例から事業場で発生する可能性のある事例を参考にします。労働者がラベルの内容や災害事例を理解することにより、労働災害防止対策を自ら確実に実行できるようにします。

【参考】化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材

- 初級者用ですが、職長、中級者用も別途示されています。
- ① 職場で化学物質を安全に取り扱うために01、02(続き)
01: <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/1-1mp4>
02: <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/1-2mp4>
 - ② 化学物質の危険有害性とは—ラベルの見方・絵表示の意味—
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/2mp4>

Q68 通達に定める安全衛生教育の法的拘束力

通達に定める安全衛生教育は、安衛法に定める雇入れ時等教育、特別教育、職長等教育と比べて法的な拘束力に違いがあります。

A 通達には、法令の解釈を示す解釈例規と地方出先機関に対して行政指導を行う際の基準や着眼点を示す通達の2種類があります。お尋ねのものは後者の通達です。ですから、これにわたなかったと

第3章 根拠法令

根拠法令

安衛法: 66の8(面接指導等)、66の8の2(研究開発業務従事者等の面接指導)、66の8の3(労働時間の状況の把握)、66の8の4(高度プロフェッショナル型職業実践的課程の面接指導)、66の9(健康への配慮が必要な者の面接指導)、66の10(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

労基法: 69の2(医療体制の確保に必要な者として厚生労働省令で定める者)、69の3(労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項)

安衛則: 52の2(面接指導の対象となる労働者の要件等)、52の3(面接指導の実施方法等)、52の4(面接指導における確認事項)、52の5(労働者の希望する医師による面接指導の証明)、52の6(面接指導結果の記録の作成)、52の7(66条の8条の8の2の措置の接指等の実施等)

医業法施行令: 41.19(7) (つき厚生)

平8.10.1(基) 規定に基

平27.4.15(基) 612(「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の周知について)

平18.2.24(基) 4003(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)等の施行について)

平26.6.25(基) 962(第4(労働安全衛生法の一部を改正する法律)について)

平25.5.1(基) 801(第3(労働安全衛生法の一部を改正する法律)の施行に伴う厚生労働省関係各令の整備に関する省令等の施行について(心理的な負担の程度を把握するための検査等関係))

平27.9.15(基) 9915(第5(情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8

根拠法令・通達等

「この法解釈であっているか」等の不安が解消され、自信をもって対策できる!

WEB商品『安全衛生セレクション』の「相談室」に寄せられた膨大な数の相談から、多くの担当者が誤りやすい悩みを厳選収録(Q&A110件)!

関連商品ご紹介

豊富なQ&Aとチェックリストで業務に使える労働安全衛生法関連データベース!



安全衛生セレクション

膨大な安全衛生法令と解説、資料のデジタル化を実現!
法令管理の労力を飛躍的に軽減します!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 労働安全衛生法の適用

基本解説

- Q&A1 小規模事業場が多数を占める建設業
- Q&A2 安衛法令に定める業種
- Q&A3 安衛則4条1項4号表に定める業種分類

第2章 安全衛生管理体制

第1節 安全衛生管理体制

基本解説

- Q&A4 総括安全衛生管理者と安全管理者の兼務は安衛法違反となるか
- Q&A5 分社化による親会社の安全管理者等が子会社の安全管理者等を兼務できるか

- Q&A6 産業医は衛生委員会に出席しなくてもよいか
- Q&A7 安全衛生管理規定、安全衛生委員会規定は作成が必要か

第2節 請負関係における安全衛生管理体制

基本解説

- Q&A8 特定元方事業者となるのはどの時か
- Q&A9 元方の労働者が10人以上いれば安全衛生推進者の選任が必要か

第3節 安全委員会・衛生委員会

基本解説

- Q&A10 安全委員会・衛生委員会の委員の構成
- Q&A11 衛生委員会等の付随事項

第4節 作業主任者

基本解説

- Q&A12 屋外で金属アーク溶接等作業を行う場合でも特定化学物質作業主任者の選任は必要か
- Q&A13 作業主任者は2つの作業場所を担当できるか
- Q&A14 発注者に酸素欠乏危険作業主任者がいれば、酸素欠乏危険作業を行う事業者に酸素欠乏危険作業主任者はいなくてもよいか

第3章 労働者の危害・健康障害防止措置

第1節 事業者の講ずべき措置

基本解説

- Q&A15 機械の運転を止めるときに必要な措置とは
- Q&A16 手袋使用が禁止される工作機械とは
- Q&A17 爆発の危険性に連なるおそれとは
- Q&A18 作業計画の作成は通常作業のみでよいか
- Q&A19 車両系荷役運搬機械等作業指揮者の選任
- Q&A20 貨物自動車の昇降設備設置義務者
- Q&A21 業務委託の作業指揮
- Q&A22 フォークリフトによる荷のつり上げ
- Q&A23 はいに乘らない場合でもはい作業になるか
- Q&A24 高さにかかわらずフルハーネスを使用してよいか
- Q&A25 高所作業車からの建物等への乗り移りは法違反となるか
- Q&A26 外国人労働者の技能講習の受講
- Q&A27 足場の点検者は資格が必要か
- Q&A28 機械等に対するリスクアセスメント
- Q&A29 屋内作業場、屋内作業場等、作業場とは
- Q&A30 建築物石綿含有建材調査者による事前調査
- Q&A31 石綿則のみなし規定の適用
- Q&A32 特化物に係る局所排気装置が未設置の場合
- Q&A33 第3類物質が副生する設備は特定化学設備に該当するか
- Q&A34 非正常作業でリフクトリーセラミックファイバーを取り扱う場合

- Q&A35 全体換気装置による換気方式
- Q&A36 クリーンルームには有機則に定める「タンク等の内部」に該当するか

- Q&A37 有機則2条、3条による適用除外
- Q&A38 特別有機溶剤等に係る局所排気装置の能力
- Q&A39 クロロホルムほか9物質に係る区分
- Q&A40 ガス溶接に防じんマスクを使用させる義務の有無

第2節 化学物質の自律的管理

基本解説

- Q&A41 化学物質管理者の安全衛生管理体制における位置付け

- Q&A42 化学物質責任者選任にあたってのリスクアセスメント対象物を製造する事業場とは

- Q&A43 保護具着用管理責任者を選任しなければならない場合
- Q&A44 化学物質に係るリスクアセスメントの実施時期・実施方法

- Q&A45 多数のリスクアセスメント対象物を取り扱う場合のリスクアセスメント実施方法

- Q&A46 濃度基準値以下であることの確認は測定によらなければならないか
- Q&A47 ばく露を最小限度にしなければならない措置の「最小限度」の確認

- Q&A48 フィットテストを実施しなければならない呼吸用保護具
- Q&A49 派遣労働者が従事するがん原性物質に係る作業記録の作成・保存義務者

- Q&A50 新たな化学物質管理における特別管理物質の取扱い
- Q&A51 皮膚等障害化学物質等による皮膚等障害防止措置
- Q&A52 呼吸用保護具は性能区分も明示しなければならないか
- Q&A53 作業手順書の見直し
- Q&A54 グループ会社におけるリスクアセスメント実施方法

第3節 元方事業者、特定元方事業者、注文者の措置

基本解説

- Q&A55 化学設備等の改造等の作業に係る注文者の実施事項
- Q&A56 移動式クレーンの作業計画を作成していない場合の元方事業者の責任
- Q&A57 製造業における定修工事の取扱い

第4章 機械等、ラベル・SDSに関する規制

第1節 機械等に関する規制

基本解説

- Q&A58 ユーザーは動力プレスの安全装置を改造できないか
- Q&A59 リース、レンタル契約をしているフォークリフトの点検実施者
- Q&A60 抑制濃度測定に代えて制御風速の測定が認められる場合
- Q&A61 局所排気装置等の定期自主検査者講習の位置付け
- Q&A62 型式認定を受けていない防音機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の使用期間

第2節 ラベル・SDS

基本解説

- Q&A63 SDSによるリスクアセスメント対象物、濃度基準値の確認
- Q&A64 作業現場で多数の化学物質を取り扱う場合のSDSの周知方法
- Q&A65 構内請負事業者へ提供する化学物質にラベル表示義務があるか
- Q&A66 容器に小分けして使用・保管する場合のラベル

- Q&A67 化学物質に関する安全衛生教育
- Q&A68 通達に定める安全衛生教育の法的拘束力
- Q&A69 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育の法的拘束力

第3節 就業制限

基本解説

- Q&A70 特別教育の講師要件
- Q&A71 特別教育の講師要件
- Q&A72 つり上げ過重0.5トン未満の玉掛け業務は特別教育の対象か
- Q&A73 低圧の開閉器の操作

- Q&A74 職長等教育の省略が認められる者
- Q&A75 職長等教育を事業場で実施する場合の留意点
- Q&A76 交替勤務の直ごとに職長を配置しないと違反となるか

第5章 労働者の就業にあたっての措置

第1節 安全衛生教育（雇入れ時等教育、特別教育、職長等教育）

基本解説

- Q&A67 化学物質に関する安全衛生教育
- Q&A68 通達に定める安全衛生教育の法的拘束力
- Q&A69 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育の法的拘束力
- Q&A70 特別教育の講師要件
- Q&A71 特別教育の講師要件
- Q&A72 つり上げ過重0.5トン未満の玉掛け業務は特別教育の対象か
- Q&A73 低圧の開閉器の操作

第2節 職長等教育

基本解説

- Q&A74 職長等教育の省略が認められる者
- Q&A75 職長等教育を事業場で実施する場合の留意点
- Q&A76 交替勤務の直ごとに職長を配置しないと違反となるか

第3節 就業制限

基本解説

- Q&A70 特別教育の講師要件
- Q&A71 特別教育の講師要件
- Q&A72 つり上げ過重0.5トン未満の玉掛け業務は特別教育の対象か
- Q&A73 低圧の開閉器の操作

基本解説

- Q&A77 女性の重量物の取扱い基準
- Q&A78 クレーン免許証写しの携帯は認められるか

第6章 健康の保持増進のための措置

第1節 作業環境測定

基本解説

- Q&A79 第3管理区分場所となった場合に組みこむべき事項
- Q&A80 第3管理区分場所における有機溶剤等の濃度の測定方法および呼吸用保護具の選択

- Q&A81 溶接ヒュームに係る濃度測定
- Q&A82 常時作業場に立入らない場合も作業環境測定が必要か
- Q&A83 測定器の規格
- Q&A84 酸素欠乏危険場所の酸素濃度測定を特別教育修了者に実施させてもよいか

第2節 健康診断・ストレスチェック

基本解説

- Q&A85 健康診断項目の省略を判断する者
- Q&A86 産業医の意見による異常の所見があった者の診断区分の変更
- Q&A87 常時特殊健康診断対象業務に従事する労働者の「常時」とは
- Q&A88 配置転換後特殊健康診断の対象者はどこまで遡及して把握するか
- Q&A89 リスクアセスメント対象物健康診断実施の要否判断
- Q&A90 健康診断に伴う費用負担
- Q&A91 管理者は部下の再検査等の受診の有無の情報を取得できるか

第3節 面接指導

基本解説

- Q&A92 管理監督者の労働時間管理
- Q&A93 面接指導対象者が実施後も通院を希望する場合の取扱い
- Q&A94 出向社員の面接指導実施義務者

- Q&A95 建設工事の計画届の届出期限
- Q&A96 危険物に係る届出
- Q&A97 ばく露のおそれがない特定化学設備の届出の必要性
- Q&A98 設置届の対象とならない射出成形機とは

第2節 監督機関

基本解説

- Q&A99 臨検監督実施後の措置
- Q&A100 労働災害発生時の対応
- Q&A101 労働者の過失により生じた労働災害
- Q&A102 企業名の公表

第3節 報告

基本解説

- Q&A103 労働者死傷病報告における「休業」とは
- Q&A104 事故報告を提出すべき事案とは
- Q&A105 労働災害を健康保険で処理した場合
- Q&A106 一人親方の休業災害

第7章 届出・監督・報告

第1節 計画の届出

基本解説

- Q&A95 建設工事の計画届の届出期限
- Q&A96 危険物に係る届出
- Q&A97 ばく露のおそれがない特定化学設備の届出の必要性
- Q&A98 設置届の対象とならない射出成形機とは

第2節 監督機関

基本解説

- Q&A99 臨検監督実施後の措置
- Q&A100 労働災害発生時の対応
- Q&A101 労働者の過失により生じた労働災害
- Q&A102 企業名の公表

第3節 報告

基本解説

- Q&A103 労働者死傷病報告における「休業」とは
- Q&A104 事故報告を提出すべき事案とは
- Q&A105 労働災害を健康保険で処理した場合
- Q&A106 一人親方の休業災害

第8章 書類の保存等

基本解説

- Q&A107 工場閉鎖に伴う届出および書類の保存方法はどうか
- Q&A108 指針により書類の保存を求めている場合

第9章 安全配慮義務

基本解説

- Q&A109 安全配慮義務はどこまで尽くせばよいのか（安全配慮義務の範囲）
- Q&A110 下請企業の労働者に対する元請企業の安全配慮義務

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



Q 第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書（第一法規刊）

担当者の共通の悩みはコレ！条文だけでは分からない労働安全衛生の実務Q&A 改訂版

●定価3,740円（本体3,400円＋税10%） [コード094268]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。（いずれかを✓で選択ください。） □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)	3万円以下の場合、440円(税込)	10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	-------------------	-------------------	--------------------	---

年 月 日

ご住所

機関名 部署名 公用 私用

フリガナ TEL E-mail

お客様の個人情報の取扱いについて お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先 〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社 FAX.0120-302-640

書店印